

社会復帰促進等事業の予算額等の推移

参考 7

(単位:千円)

	平成 24 年度 予 算 額	平成 25 年度 予 算 額	平成 26 年度 予 算 額	平成 27 年度 予 算 額	平成 28 年度 予 算 額	平成 29 年度 予 算 額	平成 30 年度 予 算 額	令和 元 年 度 予 算 額	令和 2 年 度 予 算 額	令和 3 年 度 予 算 額
I 社会復帰促進事業	18,032,091	16,907,862	17,895,139	19,314,642	23,180,476	25,341,097	22,157,155	22,873,010	(24,677,765) 24,329,361	22,873,610
II 被災労働者等援護事業	9,485,060	9,119,833	9,146,601	9,063,308	(9,416,208) 9,063,968	9,724,417	10,163,536	8,795,364	8,512,867	7,919,979
III 安全衛生確保等事業	46,297,248	41,232,662	41,322,253	39,047,422	(32,537,342) 32,449,187	34,768,832	42,964,121	53,688,729	(64,540,713) 56,715,385	67,257,029
未払賃金立替払事業費	22,631,508	18,518,219	16,650,719	13,228,167	7,760,522	8,111,308	7,125,887	7,019,023	(10,630,055) 7,921,328	22,188,497
除く未払賃金立替払事業費	23,665,740	22,714,443	24,671,534	25,819,255	(24,776,820) 24,688,665	26,657,524	35,838,234	46,669,706	(53,910,658) 48,794,057	45,068,532
小計(社会復帰促進等事業費計)	73,814,399	67,260,357	68,363,993	67,425,372	(65,134,026) 64,693,631	69,834,346	75,284,812	85,357,103	(97,731,345) 89,557,613	98,050,618
(除く未払賃金事業費)	51,182,891	48,742,138	51,713,274	54,197,205	(57,373,504) 56,933,109	61,723,038	68,158,925	78,338,080	(87,101,290) 81,636,285	75,862,121

※1 (独)労働者健康安全機構への交付金については、I に含めて計上している。

※2 特別支給金は含んでいない。

※3 上段括弧書きは補正後予算額(平成28年度:第2次補正後予算額、令和2年度:第2次補正後予算額)である。

※4 労働者災害補償保険法(抄)

第29条 政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、次の事業を行うことができる。

- 一 療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害及び通勤災害を被った労働者(次号において「被災労働者」という。)の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業
- 二 被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業
- 三 業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業
2. 3(略)